

議案第178号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 特定任期付職員の給与を改定する必要があるので、本案を提出する。

# 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年12月世田谷区条例第55号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の107.5」を「100分の110」に、「100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の92.5」を「100分の95」に改める。

別表第1特定任期付職員給料表の部1の項中「392,000」を「408,000」に改め、同部2の項中「433,000」を「451,000」に改め、同部3の項中「483,000」を「503,000」に改め、同部4の項中「544,000」を「566,000」に改め、同部5の項中「614,000」を「639,000」に改め、同部6の項中「697,000」を「725,000」に改め、同部7の項中「789,000」を「821,000」に改める。

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の110」を「100分の108.75」に、「100分の102.5」を「100分の101.25」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に、「100分の95」を「100分の93.75」に改める。

## 附 則

### （施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第7条の改正規定を除く。）による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定（第7条の改正規定を除く。）による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。